

提案条例説明資料

**平成29年9月
浜田市議会定例会**

提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第 51 号																
2	題名	浜田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例																
3	目的・理由	農業委員会等に関する法律の一部が改正され、農業委員の選出方法が公選制から市長の選任制に変更されたこと及び農地利用最適化推進委員が新設されたことに伴い、これらの定数を定める条例を制定するものです。																
4	概要	1 農業委員の定数（第 2 条） 19 人 2 農地利用最適化推進委員の定数（第 3 条） 18 人																
5	施行期日等	1 施行期日 平成 30 年 3 月 1 日 2 「浜田市農業委員会の選挙による委員の定数条例（旧条例）」の廃止 3 浜田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正																
		農業委員会の委員	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">会長</td> <td>基本報酬</td> <td>月額 25,400 円</td> </tr> <tr> <td>能率報酬</td> <td>規則で定める額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">会長代理</td> <td>基本報酬</td> <td>月額 23,400 円</td> </tr> <tr> <td>能率報酬</td> <td>規則で定める額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">委員</td> <td>基本報酬</td> <td>月額 21,400 円</td> </tr> <tr> <td>能率報酬</td> <td>規則で定める額</td> </tr> </table>	会長	基本報酬	月額 25,400 円	能率報酬	規則で定める額	会長代理	基本報酬	月額 23,400 円	能率報酬	規則で定める額	委員	基本報酬	月額 21,400 円	能率報酬	規則で定める額
会長	基本報酬	月額 25,400 円																
	能率報酬	規則で定める額																
会長代理	基本報酬	月額 23,400 円																
	能率報酬	規則で定める額																
委員	基本報酬	月額 21,400 円																
	能率報酬	規則で定める額																
		農業委員会の農地利用最適化推進委員	<table border="1"> <tr> <td>基本報酬</td> <td>月額 21,400 円</td> </tr> <tr> <td>能率報酬</td> <td>規則で定める額</td> </tr> </table>	基本報酬	月額 21,400 円	能率報酬	規則で定める額											
基本報酬	月額 21,400 円																	
能率報酬	規則で定める額																	

提案条例説明資料

担当部名称 財務部

1	議案番号	議案第 52 号																						
2	題名	浜田市税条例の一部を改正する条例																						
3	目的・理由	平成 28 年 3 月 31 日に公布された「地方税法等の一部を改正する等の法律」等のうち、平成 31 年 10 月 1 日施行分について、所要の改正を行うものです。																						
4	概要	<p>1 法人市民税関係（法人税割の税率の引下げ）</p> <p>地方自治体間の税収の偏りを是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税率 10%への引き上げ時に、法人市民税の法人税割の税率を現行の12.1%から 8.4%に引き下げる。</p> <p>【法人税割の税率の改正内容】 当市：制限税率を適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">現 行</th> <th colspan="2">改 正 後</th> <th rowspan="2">差</th> </tr> <tr> <th>制限税率</th> <th>標準税率</th> <th>制限税率</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12.1%</td> <td>9.7%</td> <td>8.4%</td> <td>6.0%</td> <td>▲3.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用</p> <p>2 軽自動車税（環境性能割の創設）</p> <p>消費税率 10%への引き上げ時に、自動車取得税（県税）が廃止されることに伴い、軽自動車税に環境性能割を創設し、現行の軽自動車税を「種別割」に名称変更する。</p> <p>【環境性能割】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>課税対象</td> <td>軽自動車のうち 3 輪以上のもの</td> </tr> <tr> <td>課税標準</td> <td>軽自動車の取得価格</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>燃費性能等に応じて、非課税、1%、2% （詳細は別表のとおり）</td> </tr> <tr> <td>賦課徴収</td> <td>当分の間、都道府県が行う</td> </tr> </tbody> </table>	現 行		改 正 後		差	制限税率	標準税率	制限税率	標準税率	12.1%	9.7%	8.4%	6.0%	▲3.7%	課税対象	軽自動車のうち 3 輪以上のもの	課税標準	軽自動車の取得価格	税率	燃費性能等に応じて、非課税、1%、2% （詳細は別表のとおり）	賦課徴収	当分の間、都道府県が行う
現 行		改 正 後		差																				
制限税率	標準税率	制限税率	標準税率																					
12.1%	9.7%	8.4%	6.0%	▲3.7%																				
課税対象	軽自動車のうち 3 輪以上のもの																							
課税標準	軽自動車の取得価格																							
税率	燃費性能等に応じて、非課税、1%、2% （詳細は別表のとおり）																							
賦課徴収	当分の間、都道府県が行う																							

		<p align="center">【軽自動車の環境性能割の税率】乗用車（自家用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th align="center" colspan="2">対 象 車</th> <th align="center">税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">電気自動車等</td> <td align="center">非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ガ ソ リ ン ハ イ ブ リ ッ ト 車</td> <td>★★★★+ H32 燃費基準+10%達成車</td> <td align="center">非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★+ H32 燃料基準達成車</td> <td align="center">1%</td> </tr> <tr> <td>★★★★+ H27 燃料基準+10%達成車</td> <td align="center">2%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の車</td> <td align="center">2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 ★★★★★：平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車 ※2 平成 31 年 10 月 1 日以後に取得される軽自動車に適用</p>		対 象 車		税 率	電気自動車等		非課税	ガ ソ リ ン ハ イ ブ リ ッ ト 車	★★★★+ H32 燃費基準+10%達成車	非課税	★★★★+ H32 燃料基準達成車	1%	★★★★+ H27 燃料基準+10%達成車	2%	上記以外の車	2%
対 象 車		税 率																
電気自動車等		非課税																
ガ ソ リ ン ハ イ ブ リ ッ ト 車	★★★★+ H32 燃費基準+10%達成車	非課税																
	★★★★+ H32 燃料基準達成車	1%																
	★★★★+ H27 燃料基準+10%達成車	2%																
	上記以外の車	2%																
5	<p>施行期日等</p> <p>1 施行期日 平成 31 年 10 月 1 日</p> <p>2 経過措置 市民税及び軽自動車税に関する経過措置</p>																	

提案条例説明資料

担当部名称 財務部

1	議案番号	議案第 53 号
2	題名	浜田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	地域再生法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	法律の引用条項の変更（第 1 条関係） （改正前）地域再生法第 5 条第 4 項第 4 号 （改正後）地域再生法第 5 条第 4 項第 5 号
5	施行期日等	公布の日